

平成22年11月

第15回  
災害土砂処理委託調査  
特別委員会会議録

11月11日(木)

防府市議会

平成22年第15回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日 時 平成22年11月11日(木) 午前10時00分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

---

○出席委員(13名)

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	青 木 明 夫
〃	安 藤 二 郎
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二

---

○欠席委員(2名)

河 杉 憲 二
山 本 久 江

---

○委員外議員（１名）

行 重 延 昭

---

○説明のため出席した者

生活環境部長

柳 博 之

生活環境部次長

吉 村 和 幸

---

○出席書記

森 重 豊

---

午前 10 時 開会

○伊藤委員長 ただいまより災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくをお願いします。

本日の欠席委員は、河杉委員と山本委員でございます。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、公開といたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題として調査を進めます。

それでは、最初に執行部より今回の契約延長についての補足説明を求めますので、執行部に。

前回、臨時議会で報告がございましたが、それに対して我々議会の総意として決議をしたところであります。その後、どのようなことになったかということについて、まだ正式に御説明をいただいておりますので、本委員会の調査事件にもかかわることでありまして、先行説明いただきたいということでお願いをいたします。それでは、お願いいたします。

○柳生活環境部長 今お話がありましたように、先日、10月29日の臨時議会におきまして御報告申し上げました業務委託期間の変更につきまして御報告申し上げます。

臨時議会におきまして、決議第2号が可決されましたことにつきましては、大変重く受けとめております。しかしながら、一日も早い災害復興が求められております中、契約の延長ができませんと、復興がまたおくれることにもなります。業者は継続の意志を示しておりますし、臨時議会でも御説明申し上げましたとおり、天候不順と土質の悪いことなど、市がやむを得ないと認める期間につきまして延長するものでございまして、契約期間の終

期を平成22年11月1日から平成23年2月18日とするものでございます。

また、現契約には入れておりませんでした、履行遅延の場合における損害金等の条項を追加し、去る11月1日に委託変更契約を締結いたしましたので、御報告申し上げます。

○伊藤委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○土井委員 新聞情報によると、決議を重く受けとめ、弁護士に相談するというような市長コメントが載っておりましたが、市長は弁護士に相談をしたのかどうか。そして、したとすればどういう相談をし、どういう回答があったのかを教えてください。

○柳生活環境部長 私のほうには、市長が弁護士相談したということの情報は入っておりません。

○土井委員 だとすると、今簡単に述べられた理由が延長の理由ということで受けとめていいわけですね。

○柳生活環境部長 はい、そういうことです。

○土井委員 先日も申し上げましたが、本会議でも申し上げましたが、要するに人手不足による遅延というのは、認めてないという話ですけど、今わかりやすくあそこに書いてありますが、当初の契約は3月12日から11月1日まで、そして、Bというのが雨が降ったとか、粘土質が多いという分でおくれた分が2月18日まで認めましたと。Aというのが人手不足で足らん分なんです。そして、その人手不足で足らん分も含めて3月18日までしてくれと、だから、あの3つのAというのは体積が皆一緒なんです。

だから、11月1日までに人手不足であった分は、2月18日まで結果的に認めたことになっとなるんですよ。認めてないというけど、うん。それでなかったら、あの3月12日から11月1日までのAの体積の分は、11月1日までに全部終わってくれんにゃいけんかったんですよ。その辺をどう考えられるかお尋ねします。

○柳生活環境部長 おっしゃることもわかりますけども、今回の延長につきましては、処理土砂量、これが当初予想していた土砂を大幅に上回ったというのが一番の大きな原因、そして天候不順もございますけども、当初の委託契約期間につきましては、機械分別による土砂処理期間、これを中心に考えておまして、粘土質、粘性の高い土砂等があったことによって、2回、3回、4回と土砂を分別していったわけですが、延べ土砂量そのものがふえたということで期間がふえたというのが大きな理由でございます。その計算っていいですか、それについてはすでに議会でもお示ししておろうかと思えます。それが2月18日ぐらいになるということでございます。

人手不足理由につきましては、さっき申し上げましたように、要は機械での分別が中心になるということで、おおむね10人前後で大体これを積んでおったわけですけども、要

は機械の分別が中心になるということでございます。人手不足の1カ月分をどのように消化していったというか、クリアしていくかということになると、やはり一つには2月18日までに、いろいろ企業による、業者の創意工夫っていいですか、努力によって、あるいは時間も、例えば、聞くところによりますと、早く7時ぐらいから出て頑張るといようなことも含めて、業者の努力によってその分がカバーできておると。

ただ、期間そのものの計算というのは、あくまで機械分別が中心ということで、先ほども申し上げましたように、土砂の機械による処分、延べ土砂処分量そのものが当初5万立米というふうに考えておったのが、増えていったことが一番大きな原因でございますので、一応2月18日というふうにしておるわけでございます。

**○土井委員** 人手不足でおくれた分も、2月18日までにということは、イコール2月18日まで認めたということですよ。5万立米がどうのこうのっておっしゃるならば、5万立米が5万6,000立米、6万立米あったんなら、追加工事で金額の変更契約をすべきですよ。全く別の話ですよ、それは。

5万立米じゃったけども、執行部の設計誤りで6万立米ありましたと。だから日にちを延ばしてあげますというんじゃったら、それは当り前の話であって、かつ金額もふやしちゃげんにゃいけん。人手不足によるというのは、もう業者も認めてるわけですから、その部分が11月1日までにその処理、取り戻しができるんなら別ですけど、2月18日まで一緒に認めるということは、人手不足による部分も2月18日まで延長を認めたことなんですよ。

少なくとも機械が、機械が、機械がとおっしゃるけれども、全く工事現場が違う協和発酵の跡地の土砂の運搬とか、それなんかっというの、遅くとも、本当は11月1日までに大久保に行って、そこで分別が終わっていなければならないんですが、せめて天候にも全く左右されん、土質にも全く左右されないんですよ、運搬だけは。少なくともそれは11月1日までに運ばれとって当り前の話よね、最大限許しても。そういう意味において、財務規則の114条が全く適用されんというのは、全く理解できないんですよ、実は。

またほかの方法を考えなきゃ、議会として議会の決議を無視されて、ああいう、そういう行動をとられた。それも違約金も何もとらんということであれば、議会としては別の方法で対抗策を考えなきゃいけないですが、そこで1つだけちょっと聞いちゃってみたいんですが、今はそのトラックとかはふやしてから運び込んでおりますか。

**○柳生活環境部長** 臨時議会でも申し上げましたように、一応3台というふうに聞いておりました、それをふやしたという情報は今入っておりません。3台で運んでおるといことですよ。

○土井委員 だから、いいですかね。3台で全然以前と変わってないということは、その業者さんとして、受託業者として一日でも早く終わらなきゃいけないということの自覚があるんかねという話なんですよ。

そこで、1つだけちょっとここでお尋ねを私としてはしちよきたいのが、土木建築部がきょう来てませんからあれですが、ほかの土木建築部の一般的な工事請負における遅延金とか損害賠償とかいう条項と、この契約におけるその条項とは同じもんなのか、違うもんなのか、そこだけ教えてください。

そして、もし違ふとすれば、なぜこの契約だけそういうものが抜けておるのか、改めて11月1日のときには追加をしたのかということの理由を教えてください。

○柳生活環境部長 遅延違約金等につきましては、工事と同じように思います。ただ、確かに今回の当初契約につきましては、違約金が条項が漏れておりました。これは、前も申し上げたと思うんですけども、実は工事にかかわる工事請負であったり、工事にかかわる委託、あるいはその物品等につきましては、一応違約条項、これが入っておるようでございます。ただ、それを除く業務委託等につきましては、本市の場合、ひな形にもそういったのを載せておりません。これは大変適正ではなかったと言わざるを得ないんですけども、他市類団を調べてみましても、5市をちょっと確認したんですけども、うち2市については、やはりうちと同じように業務委託等について違約金の条項が抜けておったというようなことも確認しております。

これは、工事であれば様式につきましてもそうなんですけども、明確にありますし、そうでない各課対応の業務委託等については、それは従来それを入れてなかったというのが現状でございます。

○土井委員 だから、我々が常に言ってるのが、実質は工事請負契約なんじゃけども、名前が委託契約だからということですのでごく便利のいいところだけ工事請負契約からとり、便利のいいところだけ委託契約からとっておるんですよ。何度も主張しますが、本当にすべてが委託契約でいうのであれば、前金払も部分払もありやせんですよ、はっきり言うて。そっちは工事からとり、その委託契約というのは、そりゃ工期の延長というのはいないんですよ。

来年3月31日までに掃除してくださいって、3月30日から31日に掃除せんかったら、4月2日までに掃除しますって、そんなばかな契約はありやせんのであって、あるいは設計だって一緒ですよ。12月31日まで設計書をつくってくれて、でないと来年度の当初予算に間に合いませんよって。それを3月31日までかかりましたって、そんなものあるわけないね。それやったら破棄なんですよ、契約は。委託契約というのはそういう

う性格のもんで、工期の延長というのがないのが当たり前。天候にも左右されるわけでもないし、何に左右されるわけでもないから、清掃だって設計だって同じですよ。

しかし、その委託契約であれば、例えば先日の100条委員会のお尋ねもしたけど、体育館の設計だってあれだけの大きな金額だって、前金払も部分払も何も払うちゃおらんですよ。それが委託契約、純粹な。いいとこどりで、このときには工事請負契約からとり、このときには委託契約からとりで、一体何、ほかの業者に対する示しとかいうものを土木建築部はどのように考えちよるか聞いてみたいぐらいですよ、僕は。はっきり言うて。こんな契約が許されるってね、それは市民をばかにしちよる、はっきり言うて。ということを取りあえず言うて、僕はとりあえず終わります。

**○木村委員** 最初に言われました損害金の条項を追加したっておっしゃいましたが、漏れていたんで追加したと。これもっと詳しくちょっと教えてください。

**○柳生活環境部長** 履行遅延の場合における損害金等という条項をつけくわえまして、これは財務規則に114条にあります内容をそのまま適用してるわけですが、ちょっと読み上げますと、「業者の——乙の責に帰すべき理由により、業務期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は——市はですが、損害金の支払いを乙に請求することができる。前項の損害金の額は、委託料の額から出来形部分に相応する委託料の額を控除した額につき、遅延日数に応じ年5%の割合で計算した額とする」と、これが履行遅延、業者の履行遅延による損害金。この条項については、今度は市が業者に支払う場合の遅延に対する遅延日数に応じた条文も入れております。

以上が、その履行遅延の場合における損害金等の内容でございます。

**○木村委員** 全く財務規則第114条そのままだと思うんですが、これはあれですか、いつから適用されるんですか。

**○柳生活環境部長** これは、一応11月1日付の契約ですから、この分につきましては11月1日から適用ということになります。

**○木村委員** ということは、これまでの遅延については全く適用されないということですね。

**○柳生活環境部長** 一応契約上ないというのもありますけども、先ほど来から土井委員の質問では不十分だったのかもしれませんが、業者の責任における遅延という分について、遅延損害金が発生するということございまして、今回はその業者が当初申し立てました期間では、それが認めがたいということで、期間を短くしております。その分については、業者の責による部分ですから、それを除いておるということで、とらないということございまして。

○木村委員 契約にうたってなくても、財務規則にあるわけですから、そして今追加した条項というのは、まさにその財務規則そのままですよ。だから、この財務規則は当然その契約にうたってあるとうたっていないとにかかわらず、市と業者との契約全般に適用されるもっと広い概念だと思うんですけど、だから、当然過去についても、この財務規則は適用されてしかるべきで、そこなかったから、この契約条項に、契約書にこれがなかったから、11月1日以前は適用されないというのはおかしいんじゃないですか。

○柳生活環境部長 一応これは漏れておったということにつきましては、ちょっと不適切でありましたけども、契約上その違約金条項がない以上は、これはもし仮に業者の責によって遅延したところがあっても、とれないというふうに理解しております。

何遍も申し上げますが、それにつきましては、業者の責による遅延部分は除いておるというふうに理解しておるところでございます。

○伊藤委員長 それは、契約書の今回の変更契約の写しを配付しておりますので、御参考にしてください。

○木村委員 そうしますと、確認しますけども、市の財務規則というのは、どういう場合に適用されるんですか。契約になれば、これは適用されないという解釈ですか。私どもはすべての契約に当然共通の最低限の考え方だと、財務規則というのはですね、いうふうに思うんですけど、今の部長の御答弁だと、当時者間の契約にない場合は、この財務規則というのは適用されないと、こういう解釈のようですけど、それでいいんですかね。

○柳生活環境部長 当然、財務規則にありますから、本来であればこれは失念というにはちょっと大きいんですが、それが漏れておったということでございまして、これを契約書上にその違約金の条項がございませんので、これは業者からというのは難しいように思われます。

○木村委員 私の言ってるのは、個別の契約にそれが明記されているかいないかにかかわらず、財務規則というのはすべてのそういう市と相手、受注受託業者との間で通用する、契約にうたって明記してある、してないにかかわらず通用する規則ではないのですかと言ってるんですよ。それどうなんですかね。

○柳生活環境部長 そういう解釈ではないようです。一応確かに、さっきのくり返しになりますけれども、財務規則にうたってある以上、契約書にうたうべきところだったのかもしれないけれども、その辺のどこ契約書にない以上は、これは業者からとれないというのが考え方のようでございます。

○木村委員 これ以上言いませんが、そうすると、市の財務規則というのは、ほとんど意味がないことになってますね。個別の契約に明記してない限りは適用しないというんですか

ら、こんなものは決めようが決めまいが、余り関係ないじゃないですか、そんな規則は。私はそれは問題があると思いますし、これからちょっと議会の側としても調べて、そういう解釈が正しいのかどうかははっきりさせなきゃいけないと思っています。

以上です。

**○松村委員** まず意見として申し上げますが、このたびの我々の決議を無視してまた再度契約されたということは、大変許せるものではないということを、まず意見として申し上げさせていただきます。

あえてちょっとお伺いいたしますが、こういう形でまた再度契約をしたということでございます。相当、契約する側としても、切り詰めて再契約ということにならなきゃならないと思うんですけども、じゃあ実際具体的にお聞きしますけども、実際これから日に何立米の処理を目標に、また人員体制もどれぐらいきちっと配備しなさいよとか、雨が降ったときの養生とか工法はどのようにするのかとか、例えば、あとこれから工事が終わるまでに何日ぐらい雨が降るとか、そういったことを想定されてるのかお尋ねいたします。

**○柳生活環境部長** 今残土量を見ますと、協和発酵用地に約9,000立米ぐらいございます。そして、あと岩と石の可燃の手分別も約2,000立米ぐらいあるように聞いておりますが、一応今の予定ですと、協和用地の土砂につきましては、今さっきも申し上げましたように、朝早くからやっておるという状況も聞いておりました、見込みでは恐らく12月中には頑張っでできるのではないかなというように聞いております。目標が2月18日ですから、それまでには絶対終えるように業者も頑張っでおるというところでございます。

雨の量、あるいは養生につきましては、今回雨も梅雨時期ではございませんので、その辺の徹底というか、そういうのはちょっと聞いておりませんが、協和の土砂につきましては、形状が非常にいいようで、かなりスムーズに分別できておるよう聞いております。

**○松村委員** だから、そういうことだから、こういうふうになったわけですね。結局、全然詰めてないというか、再契約をこれは非常に行政側としても大変これはまずいけども、何とかせんにゃいけんということで再契約したわけでしょう。ということは、ちゃんと切り詰めてやっていただかないと、市民も再契約そのものが許せる行為ではありませんけども、幾ら譲歩してでも、そねえなことはやっぱり許せんと思うんですよね。なんでそこまで詰めて契約されなかったのかなど。少なくともこれぐらいははっきりしてもらわないと、議会としても本当に容認できるものじゃない。その辺について、ちょっとお答えをお願いします。

**○柳生活環境部長** おっしゃる意味よくわかりますので、その辺はまた再度詰めていきたく

いと思います。

○松村委員 詰めるじゃなくて、再契約するときここまで詰めて再契約せんにゃいけんということ言ってるわけですよ。それは、一般の普通の市民の方でも、民間の方でも、例えば工事をある業者に請け負わせて、おくれたと。普通やったら切りますけど、切らないでやらすにしても、じゃあ、こうこうこういうふうにやりなさいよと、人員体制もこれぐらいふやしてやりなさいよとか、雨でおくれたというんじゃないから、じゃあ雨の対策はどうするんかとか、実際雨が何日降るんかというのは、大体それに沿って契約していかんにゃいけんのじゃないですか。もうそれこそ再契約にも落ち度があるんじゃないかなと思いますけどね。またおくれたら遅延金取ります、それで済みますか、済みませんよ。どうなんでしょうか、その辺は。

○柳生活環境部長 おっしゃることよくわかります。職員の数もふやすように努力されておるように聞いております。実際、今何人かふえておるように聞いておりますが、その辺で業者としても努力しておるように聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。

○松村委員 聞いても、はあだめみたいですけども、ちょっとまたこういうふうな同じ過ちをなるんじゃないかなというか、ほんと懸念されますけども、こういったことに対しては、あとしっかりと業者の方と詰めて、また議会に報告していただきたい。強く要望いたしますし、しないのであれば、ほんとにいろんな形で議会としても考えていかななくてはならないというふうに思っております。

以上です。

○三原委員 ちょっと確認なんだけど、一般の工事の請負のときには、前払金と部分払ですね、私、二、三業者に聞いたけど、どちらかを選びなさいということになってますという話を聞いたんですが、その点はどうですか。

○柳生活環境部長 すいません、ちょっと私その辺のところは詳しくないんで、はい。すいませんがわかりません。

○三原委員 これ、じゃあまた確認しましょう。このように契約時には前払と言ったときには部分払を消すわけですよ。もう消されるわけ。どっちが選択という形になってるはずだと思いますので、ちょっとそれまた確認して知らせていただきたいと。

それと、例えば部分払の部分については、完了払と準じるぐらいの検査チェックがあるということも聞いておりますが、その検査はちゃんとされたわけですか。

○柳生活環境部長 検査が上がって払われたように書類では見られます。書類上というか、検査がなされて、検査をされて出来形がこの前の分については申しあげましたように、35%ということで検査をして、お知らせしたというふうに聞いております。

○三原委員　じゃあ、その検査項目と検査の結果内容等については、そのコピーか何かいただけますか。

○柳生活環境部長　恐らくあるとおります。ちょっと今手元にございませんが、担当のほうでは持っておると思います。

○三原委員　答弁はしっかり答えてください。恐らくあるって言ったら、なかったらどうなるのかなと思いますので、コピーだからすぐできると思いますので、これが終了後にコピーして出していただきたいと思います。

それともう一つ、先ほど土井委員が言われたとおり、本来ならば日数を延ばすというよりは、粘土質の思わぬものが出てきたということで、通常はこれ追加という工事というのに見なされるわけですが、これ決して今後追加金とか追加ということになることは絶対にあり得ないということによろしいですか。

○柳生活環境部長　はい、そのとおりでございます。

○三原委員　もう一点、発注時に通常これは常識中の常識だと思うんですが、やはりたとえ山積みされてても、例えば土木工事の場合は、その山積みの中もちゃんとチェックして、そこで積算されて見積もりというのが出されるというのを、担当のほうでちょっと聞いてみたんですが、そういうことは一切されてないわけですね。ただ山積みで5万立米というものの目算の中で積算をされて、契約されたということによろしいですね。

○柳生活環境部長　流量については一応計測してると思いますが、中の土質について答弁で申し上げたかもしれませんが、リース業者、これを分別機械を扱ってる業者をお願いして、それ目視だったようでございますが、その辺のじゃあこういった機械の処理能力がどのぐらいになるのかといったようなことを、業者のほうから確認して、そして期間を決めたというふうに聞いております。

○三原委員　自走式スクリーン、そしてスケルトンですか、等でその粘土質というのは十分分別できるわけですね。

○柳生活環境部長　本会議でも申し上げましたように、粘土質であり水を含んでおった場合は、何遍も2回、3回、あるいは4回というふうに通してふるっていったというふうに聞いております。

○三原委員　ふるっていったって聞かれてるというのはいいんですけど、人ごとのような僕は答弁に聞こえるんですが、ちゃんとその受注どおりに分別されたということによろしいんですか。それも、じゃあ今の答弁では部長は確認はされてないということですね。いわゆるちゃんと分別されたと聞いてるということなんですね。ということですか。いや、できるということですね。

○柳生活環境部長 実際、泥を分別後の泥につきましては、かなりきれいになっておるようにお見受けします。

○三原委員 先ほど申しました、そのさっきの資料、検査資料を忘れずにこれ終了後お願いいたします。

○伊藤委員長 ちょっとその終了後なかったとか何とかということになると、またお呼びせんにゃいけんようになるんで、今ちょっとすぐ持って来れるかどうか手立てをしていただけますか。今します。ほかのことを先に進めておきますか、暫時休憩したほうがいいですか。所長はおっちゃなくても大丈夫ですか。一応休憩、まだ休憩してないけど。じゃあ、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

---

午前10時55分 開議

○伊藤委員長 それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今求めました資料をいただいておりますが、これをもとにすぐ御質問ができるところは、すぐしていただきます。またちょっと今ぱっと見た感じ、精査に時間がかかるような書類でもございますので、もしかしたらまた後日文書になるか、どういう形になるかわかりませんが、御質問させていただくことが出るかもしれません。その辺は御了承をいただくようお願いいたします。

ということで、そのほかに質疑がございますか。

○柳生活環境部長 先ほど三原委員さんのほうからありました前払と部分払の併給はできないんじゃないかという御質問でしたけども、担当のほうに聞きましたら、併給は可能なようです。できますということでした。

○伊藤委員長 前払もやって、部分払もやるということは可能と、そういった例はほかによくあることなんですか。

○柳生活環境部長 よくかどうかわかりませんが、あるというふうに聞いております。制限はありません。

○三原委員 担当はどこのだれに聞きました。何課の。

○柳生活環境部長 入札検査室のほうです。

○伊藤委員長 そのほかに。

○山根委員 先ほど松村委員の質問の答弁の中に、部長の答弁の中に聞かせていただいて、その変更契約をされた後のこの作業量というのが、明確にはなかったように思うんですけども、やっぱり答弁の中で12月いっぱいぐらいには終わるように推測してるような言

葉もあったと思うんですけども、この契約を決められても、予想以上に早く終わる場合もあるというように私は聞いたんですけども、今から同じ轍を踏まないためには、1日の作業量というものを明確に数値で出して、それから作業員の人数とか、そういうものも出して、それはもう出してもらわなきゃなくて、こちらがそれを聞かなかったんだから、今からはそれを工程表みたいなものを市側でつくって、その工程どおりに進んでいるかどうかという報告を、例えば、12月末にこういう工程でいって、ここまで進んでいるという報告を途中でいただくと、非常にスムーズにいくんではないかなと思うんですけども、部長、いかがでしょうか。そういうことができますでしょうか。

○柳生活環境部長 いい御提案ですので、また業者、内部でも協議してみたいと思います。

今おっしゃったその12月、私先ほど申し上げたのは、その土砂が12月協和からの土砂が12月いっぱいぐらいまでには、処理できそうだという話も聞いてますけど、その後、岩と可燃の分別、手分別もありますので、目標はあくまで2月18日を目標に頑張れと、早くやってくれというふうなことの話はしております。

○重川委員 これは、先ほど来、各委員さんの質問と重複するところがあるんですよ。土井委員のいわゆるこの原契約ですね、これはいいとこどりの契約じゃないかというような発言もあったんですが、この市の通常業務委託契約書のひな形によると、いろんなことが書いてあるんですよ。契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾、質問、回答等はすべて書面により行わなければならないと。

それで、私が本会議でも質問したと思うんですが、またここでも質問したと思うんですけども、今までの交渉経過、いろいろ交渉してこの契約に至ったと。その中身が全然見えてないし、交渉経過もだれもわからないと。こういうことになると、この通常の業務委託契約書のひな形から、もう全然外れていることになると思うんです。

それで、今山根委員もおっしゃったように、その中には業務計画書というものをつくらなければならないというようなことに条項もあるんです。これは、通常工事で言えば工程表だろうと思うんです。それもないと。

それから、不可抗力による損害という条項も、通常のひな形にはあるわけですね。それによると、天候等いわゆる不可抗力によるものは、その事実の発生後、直ちにその状況を甲に――要は市ですね、市に通知しなければならないと。そしたら、粘質があったとか、あるいは天候不順でこうだったというのは、直ちにその状況を甲に通知しなければならない、こういうような全然外れたというか、不十分な契約書に原契約がなってるんですね。通常のパターンでいう業務委託契約と。その辺をどういうふうにつくられたのか、今原契約が優先してるんですから、それはさて置いて、こういうことに注意をしてもらって、今

回変更契約を結ばれたものは実行に移してもらいたいということです。

以上です。私の意見。

○伊藤委員長 ここは意見を披露する場じゃないんで、委員の皆さんにお願いしときますが、あくまで調査に資する質疑をお願いいたします。

○田中健次委員 ちょっと委託変更契約書できょう資料で出てまいりましたので、1点だけ質問いたしますが、15条の2の第2項で、遅延日数に応じて年5%となっておりますね。それから、第3項では、今度これは市の帰すべき事由による場合には年3.3%になってますが、5%と3.3%というのは、これどういうふうにして違うわけでしょうか。

○柳生活環境部長 5%は財務規則からきておりますし、遅延防止についてはそっちの、これ法令と協議したというふう聞いておりますが、市が払う率というのがこういう、ことしは最新の情報でこういう3.3というふうになっておるといふふうで今理解しておりますが。

○田中健次委員 そういう形でいくと、5%の金額の中には、パーセントの中にはペナルティ的な要素が含まれておると、こういう解釈になるわけでしょうか。

○柳生活環境部長 その辺の法解釈はちょっとよくわかりませんが、そもそも財務規則のほうで5%というのがあるわけで、その辺の、例えば市が遅延したとって払う場合、今でこそ3.3ですけど、もしかして高かったらどうなのか、5%を超えた場合どうなのかというのは、その辺がありますんで、その辺、財務規則が想定していたかどうかは、ちょっとたしかではありません。

○田中健次委員 ちょっとわかりにくいところもありますが、わかりました。

それと、今後の作業の関係になりますけれども、2月18日をきちっとしていただくことはもちろん必要なわけですが、これ基本的に委託契約となると、ある程度想定しているものよりも例えばこれで間に合いますかとかいう、これでスケジュールがおくれないかということを確認とか、そういうことを言うことはいいんですが、人が少ないからふやせだとか、それから、何日までにここまでやれということになると、そういうことを言い出すとこれは偽装請負という、直接指示ということになって、偽装請負という形になりますので、あくまで委託契約ということになりますから、その辺のところは法を遵守して対処していただかないと、また別な問題になると思いますので、この辺についてはしっかりとした作業をしていただきたいということをお願いしておきます。

○重川委員 委員長から注意を受けました。意見ということで注意を受けたんで、それじゃ質問ということにいたします。

通常のこの業務委託契約書というものがあるにもかかわらず、原契約に至ったというの

は、ということなのでしょう。

○柳生活環境部長 ちょっと難しい御質問ですけども、基本的にはこういった契約を交わすときには、ひな形等を参考にしながら、特に大きい金額でございまして、担当の方は十分その辺は配慮していったものと考えておったんですが、御指摘のようなことがあれば、ちょっとあんまりよろしくなかったかなという気もしますが、ちょっとその辺の直接の担当がどうですか。

○伊藤委員長 部長、一生懸命答えていただくのはありがたいですが、参考人とか証人ではないけども、調査の結果には影響しますんで、当然、わからないこと、答えられないことはそのまま結構ですよ。余り無理されないほうが。

○柳生活環境部長 すいません、今御指摘ありましたように、ちょっと私は存じません。

○重川委員 それじゃもう一点だけ、この不可抗力による天災等というふうにひな形では書いてあるんですが、その事実の発生後、直ちに情報を甲に通知しなければならない、これはひな形に出てるわけです。原契約で今回契約に至るときに、この事実を知らされたというのは、その粘質があった、天候が不順であったというのが知らされた時期はいつだったのか、お聞きしておきたいと思います。

○吉村クリーンセンター所長 明確に日にちは覚えておりませんが、9月に入ってからたしか作業がおくれておるといようなことの連絡がございました。その理由としては、延長の理由に挙げておりますが、の一つとして挙げておりますが、いわゆる粘土性の高い、あるいはその含水比が高いということで分別を2回、3回、4回と繰り返したため、おかれておるといようなことも聞いております。

○重川委員 もう一点だけ、工程表というものは作成されてるのかどうか、お聞きいたします。

○吉村クリーンセンター所長 私の記憶ではなかったような記憶がございまして。

○重川委員 いいです。

○大田副委員長 きょういただいた委託変更契約書の方で、平成20年3月12日に契約した契約書の原契約の一部を次のように変更するというので、第2条で11月1日の工期を来年、平成23年2月18日に変更と、それから履行遅延の場合における損害金等の条項を加えられてますけれども、この一番もとのことしの3月12日に契約した委託契約書の内容について、そのときに、ことしの3月12日の3月議会の最中に委託契約を交わされて、これについては議会にも報告がなかったし、市民にも報告がなかったと。

そのときの原契約の委託契約書に、この履行遅延の場合における損害金等の規定を入れておかないといけないのを、落とすとしたと。だから、今回委託変更契約書で工期の変更

を11月1日から来年2月18日に延ばすだけじゃなくて、15条の2に履行遅延の場合における損害金の規定を追加で入れてきたと。

だから、これ本当は3月12日のときに、この条項が落ちとったから入れたということで、この3月12日の契約書についてだれがつくったのか、それと今回こういうふうにいるんな問題が起きてきますけれども、だれが責任をとられるのか、その責任の所在について答弁していただきたいのと、もう一つは、ことしの3月23日に防府市総務部総務課の國吉さんが、防府市の顧問弁護士に対して仮置きしてある災害土砂の処理について質問表を送ってますけれども、今回の契約について生活環境部はほかにとるべき道はないという思いでやむなく決断したわけですが、「1者随契は合法だったのかと。また、契約保証金を免除したり、保証なしで前金払するのが合法なのか、不安な思いを抱えているようです」という、そういう文面がありますけど、この中でも契約書について一番肝心の履行遅延の分については、全然相談されてないからですね、顧問弁護士に。だから、これは重大な過失が防府市の担当にあるし、これについての責任の所在、それから今後こういうふうなことのないように、部長にきちっと答弁してもらいたいです。

**○柳生活環境部長** おっしゃるとおり、本来こういう遅延損害金、履行遅延の場合の損害金というのを当初で入れるべきところが漏れておったというのは、非常にいけないことであつたと思います。今後こういうことがないようにということで、今回もこれは入れたわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

**○大田委員** もう一つ。これ漏れとったんじゃないじゃなくて、本来入れておかないといけないのを、これわざと意図的に漏らしたんじゃないですか、これは。私も専門家としてこういう契約書とか、変更契約書をしょっちゅうつくりますし、弁護士とも相談して一字一句問題ないようにつくりますけれども、これは防府市の一般の工事の契約書とか、民間の契約書を全部見ても、こんな履行遅延の場合における損害金の規定を入れてないということは考えられませんから、これは重大な過失です。

それで、それに対して責任は柳部長が責任があるのか、松浦市長なのか、それについて責任の所在がどこにあるか、それを教えてください。

**○柳生活環境部長** なかなか難しい質問でございますが、当初どういった形でこれが漏れておったのか、決して意図的ではございません。先ほど来から申し上げておりますように、業務委託のひな形といいますか、従来こういったものが漏れておったということが事実でございまして、工事に係るもの、あるいは物品に係るものはすべて漏れなくそういう違約金というのはあつたようでございます。こういった業務委託について現課で契約する際、こういったことが漏れておったというのが本市の状況でございます。

○土井委員 業務委託契約がどうのこうのというて言われると、またそれじゃったら前金払も部分払もないはずだという話になりますので、それはここではやめますが、いずれにしても非常に不透明な契約であったことは間違いないと思うんですが、この変更契約は決裁はどこまでいった契約でしょうか。

○柳生活環境部長 市長決裁を受けております。

○土井委員 甲。

○柳生活環境部長 はい。

○土井委員 たしか3月12日の決裁は乙じゃったような気がしたけども、変更契約は甲なんですね。

○柳生活環境部長 一応市長にも見ていただくということで、甲にしております。

○土井委員 この業務検査調書をつくられたのは、クリーンセンターの次長の今田さんということで印判がついてありますが、普通こういう工事等に係る業務検査契約というのは、技術屋さんが普通するんですが、この今田さんは技術屋さんですかいの。土木の技術屋さんかどうか。

○柳生活環境部長 事務屋でございます。

○土井委員 いや、事務屋に、だから検査ができるんですかね。検査する能力があるのかどうか。土木等々の工事で事務屋がこういう検査をした事例がありますか。わからんでしょうね。はい、わからん。

もう一つは、先ほど前金払と部分払で両方あるということですが、一般的には市役所ができちよリモせんのに金を払うことはないんですよ。ですから、その材料を調達するために前金払はするかもしれんけども、今度部分払のときには、前金払と部分払を足した額が出来高よりは僕は低くなるのが一般的だというふうに思ってます。

今この場合は、35%しかできちよらんのに、50%超、1億6,000万円、金を払っとるわけで、こんな支払い方法はないと思いますが、これは別の機会というか、近々土木建築部長なり工事検査室を呼んで、じゃあ過去どういうことがあったかというのは、改めてちょっと聞かせていただきたい。

僕の経験からすると、ある業者もそう言ってましたけれども、部分払か前金払かどっちか選択と。余程3年、5年の工事でない限りはですよ、そうだというふうに聞いてますんで、それはきょうの今からでも都合がきや来てもらうと一番ありがたいんですが、ともかくもう一遍そのことについてはやってもらいたいと思います。

そこで、1つだけちょっと質問しますが、8月18日現在で出来高が35%と、要するにその間5カ月過ぎてるんですよ。4月、5月、6月、7月、8月18日と、5カ月過

ぎて、残りは2カ月半しかないんですよ、実は、11月1日までは。9月18日、10月18日、11月1日までと、5カ月たって35%、もうこの時点でひよっとするじゃない、確実かもしれませんが、11月1日まではできんのかなという危惧は持ったか持たんか。

部分払を8月18日にするときには、業者が検査したときには35%の出来高ですよ。日にちはもう3分の2過ぎてるんですよ。3分の2過ぎて35%しかできてない。11月1日までできますのという危惧はあったのか、なかったのか。危惧があったとしたら、そのときどういう指導をしたか。そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

**○吉村クリーンセンター所長** 先ほども申し上げたかと思いますが、9月に入ったあたりで残り2カ月を残す中で、この作業量といいますか、事業量ということで、そのあたりで非常に危惧を抱きました。業者のほうには、もうとにかく11月1日、期限を守って、もうねじり鉢巻きでやってくれということで、これは再三私のほうが現場のほうへ行って申し上げてはおります。

**○伊藤委員長** ちょっと質問に答えてないような、その8月18日の時点では、じゃあその危惧は持たなかったということでもいいんですか。9月に入ってからだということだと。

**○吉村クリーンセンター所長** そうですね、この時点、8月18日の時点では、まだそういった危機感のようなものは、私のほうではまだできる、3カ月ぐらいありますんで、できるかなという思いはいたしておりましたけれど、9月に入ってからはということでございます。

**○土井委員** それやったら、もうのうてんきじゃなという感じがしてしょうがないんですよ。5カ月過ぎてるんですよ。そして、残りは2カ月半しかないんですよ。そのときに35%しかできてない。かつ協和発酵には土地を返さんにやいけんそこから、まだ手つけず。8月18日現在は県有地の泥もあったように僕は覚えてますが、少なくとも現場が違うわけですから、「出合い帳場」という言葉も使えんわけですよ。その協和発酵なりの泥を少なくとも一日も早く大久保に持って行くだけであれば。そうすると、トラックでもよけ雇うてですよ、リースしてでも持って行く努力をすべなんですよ。

9月になって危惧したから言うたが、カエルの面にしょんべんであって、結果的にはこねえなりましたという話じゃね、何をせちよるんやらというような話ですよ、結局。なぜ、そういう危惧が持たれなかったのかなという。

ずっと僕らも時々あの辺を通ってから、これは11月1日までできるんかいのという危惧は、僕らみたいな素人でさえ見てましたよ。毎日、毎日目の前で見ちよる人なら、なおさらのことじゃろうと思いますが、全く危惧を持たなかったちゃ、それだけのことかいと

いうことで終わらんにゃしょうがないが、情けないなということは言っとかんにゃいけません。

○吉村クリーンセンター所長 今の件ですけど、8月まで危惧を持たなかったかということでございますけれど、これはもう7月ぐらいから、もう工事当初始まったころから、口頭では、どういたしますか、もう期日は11月1日ですよということで、いわゆる現場に行ったときには、口頭で十分そのあたりは指導はしておったつもりではおります。

○土井委員 そうすると、そねえ言うたけども、いや、人夫が雇えんのですよねと、ついそれで終わりですよ。人夫が雇えんかったということは、業者みずからも認めてるわけですからね、極端な言い方したら。そのときにトラックはリースし、人夫も雇えば少なくとも協発発酵においてある土砂なんかは、きょう現在、あそこにまだ9,000立米もなくても済むわけだから、ということちょつと行って終わらしましょう。

○三原委員 1点だけ、先ほどいただいた業者からの検査申請書ですけど、これ印鑑が押してあるんだけど、受発番号がない。それと、受付者の印もない。これどうしてですか。

○伊藤委員長 暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

---

午前11時26分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

先ほどの三原委員の質疑に対する答弁を求めます。

○吉村クリーンセンター所長 申しわけございません。これはただ単なる事務の不手際だというふうに思います。

○土井委員 最後、最後と言いながらもう一遍やって申しわけないんですが、この業者から出てきちよるこの添付書類というのは、業者から出てきた書類ですか。業者から出てきちよる出来形検査申請書というのについちよる書類というのは、業者から出てきた書類でしょうか。何か小さい字でいっぱい書いたのが。

○伊藤委員長 何のことを指しちよるかわかりますか。

○吉村クリーンセンター所長 すいません、検査数量のことで、はい。これは業者のほうから出ております。

○土井委員 その後ろのほうに、いろんな図がついてますが、この一番後ろの図面には防府市役所って書いてあるんじゃないけども、業者から出たんとあれとがごちゃごちゃになったんですかね。普通、中間検査数量とかけて、中間検査というのは市がやるんであって、この出来形申請書というのに基づいて、こういう書類が、中間検査数量とかいうふうな表が

できるんかいのと、こういう感じがするんですけども、再度もう一遍確認しますが、一番後ろの図面も含めて、業者がつくったんですね。

○吉村クリーンセンター所長 恐れ入ります、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○伊藤委員長 どうします。今休憩とったらすぐわかりそうですか。暫時休憩します。

午前 11 時 29 分 休憩

---

午前 11 時 31 分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○吉村クリーンセンター所長 申しわけございません。今この図面も添付をいたしておりますが、この図面も業者から出していただいたものです。

ただ、この図面は後々って言うていいのかわかりませんが、私どものほうでつくって、このいわゆる土砂のどういいますか、図面を渡しておりますので、それに基づいていわゆる出来形の部分を、これは現実コピーで青線になっておりますけれど、青線で出来形を表示して、私どものほうへ提出をされたということです。

○伊藤委員長 これ白黒ですからわからんですが、はい。

○土井委員 その前の表も業者が作成したんですね。

○吉村クリーンセンター所長 はい、そういうことです。

○伊藤委員長 よろしいですか。ほかにないようでございますので、本日の調査については、これで終了をいたします。執行部のお二人、ありがとうございました。

じゃあ、執行部の方、退席していただいて結構でございます。御協力ありがとうございました。

○吉村クリーンセンター所長 今のどういいますかね、どの分かな、数量表というたかな。

○伊藤委員長 2枚ついてますね、数量表が。3枚か。

○吉村クリーンセンター所長 第1回中間検査数量という見出しがございます。この表は、いわゆる業者から出てきたものです。それともう一つ、業者から出たものです。それで私どもがそれでチェックをして、どういいますか、出来形確認通知書の写しを差し上げておると思うんで、その中で計算をして、部分払を行ったということです。

○伊藤委員長 はい、わかりました。では、もう終わろうか。このまま。

それじゃ、これをもって委員会を散会いたしますが、次回の開催は調整いたしまして、改めてまた御連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

御起立願います。それでは、お疲れさまでした。

午前 11 時 31 分 閉会

---

防府市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

平成 22 年 11 月 11 日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央